

いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金交付要領

（目的）

第1 この交付要領は、「いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金」の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付決定）

第2 次に掲げる採択要件に基づき、様式第1号等の審査を行い、適切と認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

- （1） 水素供給設備の導入計画が適切である。
- （2） 水素供給設備の設置後における運用計画が適切である。
- （3） 本県における燃料電池自動車等の普及や水素エネルギーの利用拡大につながるものである。

（事業着手）

第3 補助事業者による事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

（事業期間）

第4 水素ステーションの整備スケジュールが明確で当該年度内に事業が完了する計画であること。ただし、国補助金において翌年度に事業が完了する計画が承認され交付決定を受けている場合はこの限りではない。

（関係書類の提出先）

第5 いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、県環境生活部環境生活企画室とする。

（その他）

第6 いわて水素モビリティ実証事業（水素ステーション整備事業）の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月5日から施行する。